様式第七の二

様式第７の２（第16条の12関係）

水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
測定者の氏名
測定箇所

		測定単位	測定値	測定年月日及び時刻（開始時刻～終了時刻）	備考
全水銀		(μg/N㎥)			
ガス状水銀	Cs	(μg/N㎥)			
	C	(μg/N㎥)			
	酸素濃度	(%)			
粒子状水銀	Cs	(μg/N㎥)			
	C	(μg/N㎥)			
	酸素濃度	(%)			

備考　1　Csの欄には別表第３の３に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別表第３の３の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。
2　ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。
3　酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
4　ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とすること。

様式第七の二

様式第７の２（第16条の12関係）

水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
測定者の氏名
測定箇所

		測定単位	測定値	測定年月日及び時刻（開始時刻～終了時刻）	備考
全水銀		(μg/N㎥)			
ガス状水銀	Cs	(μg/N㎥)			
	C	(μg/N㎥)			
	酸素濃度	(%)			
粒子浄水銀	Cs	(μg/N㎥)			
	C	(μg/N㎥)			
	酸素濃度	(%)			

備考　1　Csの欄には別表第３の３に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別表第３の３の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。
2　ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。
3　酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
4　ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とすること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日から施行する。

告　示

○外務省告示第十号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の附属書Ⅰは、同規約第三十四条の規定に従い改正され、その改正は、同条の規定により平成二十九年一月十一日に効力を生ずる。改正が効力を生じた後の附属書Ⅰは、次のとおりである。

（平成二十八年十一月二十八日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

平成二十九年一月六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

附属書Ⅰ　二千十七年の禁止表（二千十七年一月一日に効力を生じた世界ドーピング防止規範）

禁止される物質は、S1、S2、S4、S5及びS6(a)に分類される物質並びに禁止される方法のM1からM3までに規定する物質を除くほか、世界ドーピング防止規範4.4.2の規定により、全て「特定物質」とみなす。

常に禁止される物質及び方法（競技会検査及び競技会外検査）

禁止される物質

S0　承認されていない物質

この禁止表において取り扱わない薬理学的な物質であって、規制を行う政府の保健当局が人の治療目的使用について現在承認していないもの（例えば、前臨床的な開発若しくは臨床的な開発が行われている薬物又は開発が中断された薬物、デザイナー・ドラッグ及び動物への使用のみが承認された物質）は、常に禁止する。

S1　たんぱく同化剤

たんぱく同化剤は、禁止する。

1　たんぱく同化男性化ステロイド剤（ＡＡＳ）

(a)　外因性（注1）たんぱく同化男性化ステロイド剤には、次のものを含む。

一―アンドロステンジオール（五アルファ―アンドロスタ―一―エン―三ベータ・十七ベータ―ジオール）

一―アンドロステンジオン（五アルファ―アンドロスタ―一―エン―三・十七―ジオン）

一―テストステロン（十七ベータ―ヒドロキシ―五アルファ―アンドロスタ―一―エン―三―オン）

四―ヒドロキシテストステロン（四・十七ベータ―ジヒドロキシアンドロスタ―四―エン―三―オン）

ボランジオール（エストラ―四―エン―三ベータ・十七ベータ―ジオール）

ボラステロン

カルステロン

クロステボール

ダナゾール［一・二］オキサゾロ［四′・五′：二・三］プレグナ―四―エン―二十―イン―十七アルファ―オール）